諮問庁：地方独立行政法人秋田県立病院機構
諮問日：令和５年１０月１９日（諮問第４０号）
答申日：令和６年　９月　９日（答申第４４号）
事件名：○○○○○○苦情報告に関する保有個人情報の開示をしない旨の決定に対する審査請求に関する件

答　　申

第１　審査会の結論

地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「実施機関」という。）が行った令和５年６月１５日付け保有個人情報の開示をしない旨の決定処分（以下「本件処分」という。）は、次のとおり妥当ではなく、取り消されるべきである。

１　実施機関が開示請求の対象を○○○○○○○○○苦情相談表のみに特定したことは妥当ではなく、○○○○○○○○○苦情相談表のほかに存在する開示請求の対象となる保有個人情報について特定し、それらについて開示又は不開示を検討した上で、改めて開示等の決定を行うべきである。

２　実施機関が○○○○○○○○○苦情相談表について全部を開示しないこととしたことは妥当ではなく、同相談表のうち、「受付日時」、「受付方法」、「５○○○○○○○○」、「６○○○○○○○」及び「相談員の氏名」の各欄に記載されている情報並びに同相談表の様式として定められている部分（各欄の見出し等の部分）については開示すべきである。

同相談表のその他の部分について不開示としたことは妥当である。

第２　諮問に至る経緯

１　開示請求の内容

審査請求人は、令和５年５月１７日、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定により、実施機関に対し、「○○○○○○○○○

３　審査請求

審査請求人は、令和５年８月１０日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　諮問

審査庁（実施機関）は、令和５年１０月１９日、法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により、本件審査請求について、秋田県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第３　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

(1) 審査請求人の開示請求は、「○○○

○○○

(2) 言うまでもなく、開示請求があれば、対象情報を特定し、その情報毎に、開示、不開示、一部不開示等の判断をすることになる。本件にあっては、すでに、審査請求人との間で、○○○○○○○○に基づく手続が開始されているというのであるから、その手続において、審査請求人に関する多くの対象情報、対象文書が存在しているはずである。ところが、相手方は、本件開示請求に対し、当然に行われるべきこのような対象情報、対象文書の特定さえも行わず、上記の通り、「相談表」だけが対象文書であるかのような誤った対応に終始している。この点を審査請求で指摘したにもかかわらず、弁明書において何ら弁明していない。

このように、開示請求に対しては、まず、関連する対象情報を特定する作業が必要である。ところが、相手方は、対象情報の特定をなんら行なっていない。

開示請求を受けて最初に行うべき対象情報の特定さえも行なっていない相手方の対応は、他の機関では見当たらない異例の対応である。相手方が情報開示制度自体も理解していないと指摘した所以である。

(3) 以上のとおり、相手方の弁明は、本件審査請求の趣旨を全く理解していない上、情報開示制度自体も理解していないことを自ら明らかにしている点において、弁明の体をなしておらず、弁明には何らの理由も認められない。

相手方は、すみやかに、本件開示請求に関する審査請求人の個人情報をすべて特定し、開示すべきである。

(4) また、すでに、相手方の○○○○○○○○○○に基づいて手続が行われ事実関係を調査中ということであるから、当該「相談表」に記載されているという審査請求人の言動に関する情報を開示しても、なんら、当該相談者の不利益になることはない。したがって、純粋に当該相談者のプライバシーにかかる情報（例えば、当該相談者の住所、生年月日等）を除いては、開示されるべきである。したがって、当該「相談表」を全部不開示とした本件処分は、取り消されるべきである。

4　意見陳述での主張

審査請求人は、○○○個人情報の開示請求を行った。

これに対する実施機関の決定は、対象個人情報が「○○○○○○○○○苦情相談表」についての記載のみであり、それ以外の対象情報はないかのような決定であったので、審査請求を行った。

通常、開示請求があると、どのような対象情報があるかをリスト化し、その上でそれぞれについて、一部であれば一部について、不開示理由があるかないかの判断を行い、それを示すことになるが、その対象情報の具体的な摘示がなく、実施機関として開示制度自体についての理解が欠けているのではないかという疑念を持たざるを得ない。

審査請求後、改めて、何らかの形で対象情報の明示や、開示・不開示についての判断が示されるかと思っていたが、それすらもない。どのような対象情報があるのか、それらに不開示部分があるのかということについて、審査をし直すべきと考える。

第４　実施機関の説明の要旨

１　本件処分の理由について

実施機関は、本件処分を行った理由を次のように説明している。

(1) ○○○

○○○

るはずであり、これらは、いずれも審査請求人の個人情報にかかるものであるから、本件開示請求の対象情報となる旨主張する。

(3) 当審査会が審査会事務局職員による実施機関の保有する行政文書等についての調査を行ったところ、別紙に記載の文書等（No.１～７）が存在することが判明した。当審査会がこれらの文書等を検分したところ、これらの文書等に記録された情報は、いずれも○○○○○○苦情相談に係る審査請求人の個人情報に該当しうるものであることが確認できた。

以上のことから、本件開示請求の対象情報となるものが○○○○○○○○苦情相談表のほかに存在することは明らかであり、実施機関が本件開示請求に係る対象情報を○○○○○○○○○苦情相談表のみに特定したことは妥当ではない。実施機関の意見陳述においても別紙記載の文書等が対象情報に該当するものであるとの認識に改めた旨が述べられているところである。

(4) したがって、本件処分を取り消し、実施機関は、○○○○○○○○○苦情相談表のほかに存在する本件開示請求の対象となる保有個人情報について特定し、それらについて開示又は不開示を慎重に検討した上で、改めて開示等の決定をすべきである。

(5) なお、当審査会が検分したところ、該当する別紙記載の文書等のうち、実施機関職員と審査請求人との間でやり取りした文書やメール（別紙No.１～６）については、審査請求人において当然に既知の情報であるから、これらについては開示されるべきものであると考えられる。No.７のメールについては、法の規定する不開示情報の該当性（開示請求者以外の個人に関する情報（同項第２号）の該当性や事務又は事業に関する情報（同項第７号）の該当性など）を検討した上で、開示又は不開示について判断すべきものであると考える。

２　○○○○○○○○○苦情相談表の全部不開示決定について

(1) 実施機関は、本件処分において全部不開示とした理由を法第７８条第１項第２号に該当するためと説明している。

(2) これに対して審査請求人は、○○○○○○○○○○に基づいて手続が行われ事実関係を調査中ということであるから、○○○○○○○○○苦情相談表に記載されているという審査請求人の言動に関する情報を開示しても、なんら、当該相談者の不利益になることはなく、純粋に当該相談者のプライバシーにかかる情報（例えば、当該相談者の住所、生年月日等）を除いては、開示されるべきである旨主張する。

(3) 当審査会が○○○○○○○○○苦情相談表を検分したところ、同相談表

には、「受付日時」、「受付方法」、「１相談者の氏名」、「２所属」、「３○○○

おり、特に○○○○○○○○○○○○○○○との関係では、相談の内容は個人情報として保護の要請が大きい情報であると考えられるから、これを開示しても相談者の不利益にならないとはいえない。

また、上記(4)の部分以外に記載された情報は、相談者が相談した内容を具体的に記載したものである。相談者は、その相談内容を記録した文書等が○○○○○○○○○○○○○○○に開示されるとは通常考えていないから、これを開示すると、当該事案又は将来の同種相談事案において、詳細、率直な所感等を述べて相談することや相談することそのものを躊躇、萎縮させるおそれがあるものと認められる。したがって、上記(4)の部分以外に記載された情報を開示することによって、○○○○○○苦情相談業務に対する相談者の信頼を害することになり、同業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、該当部分の情報は、法第７８条第１項第７号の不開示情報に該当する。

よって、上記(4)の部分以外に記載された情報は、法第７８条第１項第２号又は同項第７号本文に該当するから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(6) 以上のことから、実施機関が全部不開示とした○○○○○○○○○苦情相談表のうち、「受付日時」、「受付方法」、「５○○○○○○○○」、「６○○○○○○○」及び「相談員の氏名」の各欄に記載されている情報並びに同相談表の様式として定められている部分（各欄の見出し等の部分）については開示すべきである。

その他の部分について実施機関が不開示としたことは妥当である。

３　結論

以上により、当審査会は「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右しない。

第７　答申に関与した委員

区　分	氏　　名	職　　名
	小野寺　倫　子	秋田大学教育文化学部准教授
会　　長	面　山　恭　子	弁護士
会長代理	加　藤　　謙	弁護士
	佐々木　俊　幸	弁護士

※別紙省略